

高齢者や障害者を災害から守ります！ 災害時要援護者登録申請書の受付を始めます

町では、災害発生時に自力で避難することが困難な方々を対象とした「災害時要援護者マニュアル」を策定しました。

このマニュアルに基づき、「災害時要援護者登録申請書」の受付を始めます。

この申請は、ひとり暮らし高齢者や障害者など、普段の生活の中で周りからの支援を必要とする方が、災害時などに地域の支援を受けられるようにするために、あらかじめ個人の情報を町に登録するものです。

災害時要援護者とは

地震等災害が発生した場合に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方々です。町では、おおむね次の基準に該当する方とします。

登録対象者

- ①ひとり暮らし、高齢者のみの世帯の方（75歳以上）
- ②寝たきり（要介護3以上）の方
- ③認知症（要介護3以上）の症状を有する方
- ④身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- ⑤療育手帳（A・A）の交付を受けている方
- ⑥精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

登録申請の方法について

登録を希望する方は、支援を受けるために必要な個人情報を関係支援団体（消防署、消防団、自主防災組織（行政区、行政組合）、担当民生委員・児童委員）等へ提供することに同意していただける方とします。

なお、情報提供する内容は、住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急時の連絡先等となります。

登録をする場合は、災害時要援護者登録申請書を総務課に提出してください。また、民生委員・児童委員をとおしての申請も受け付けます。

この申請書を含めた災害時要援護者支援マニュアルは、総務課、健康福祉課で配布しています。

民生委員・児童委員 地区担当			(敬称略)		
氏名	地区名	電話番号	氏名	地区名	電話番号
須釜 國昭	元栗橋本田地区	☎(84) 0546	鳩貝 淑子	山王地区	☎(84) 0790
猿橋 延保	〃 新田地区	☎(84) 0366	山崎 忠男	江川地区	☎(84) 2878
鈴木 章司	川妻地区	☎(84) 1838	中村 仁郎	幸主地区	☎(84) 2089
竹内みつ子	小手指・両新田地区	☎(84) 0113	栗原 初枝	冬木地区	☎(84) 0121
松本眞生子	堀之内地区	☎(84) 1004	栗原美佐枝	土与部地区	☎(84) 2071
生井 五郎	新幸谷地区	☎(84) 0142	知久勝太郎	原宿台1丁目地区	☎(84) 2268
中山 雅子	小福田地区	☎(84) 2045	松本 貴司	原宿台2丁目地区	☎(84) 4335
篠崎 悦子	大福田地区	☎(84) 0031	鷲山 榮男	原宿台3丁目地区	☎(84) 3433
矢畑 忠三	山王山地区	☎(84) 2692	堀江 まさ	原宿台4丁目地区	☎(84) 0980
主任児童委員					
小林 正男	五霞町全地区	☎(84) 0267	荒川 新次	五霞町全地区	☎(84) 0039

登録申請期間

10月1日(水)から11月28日(金)まで

※新たに該当された方等については、その後も随時受け付けます。

台帳の管理

町では、申請書を提出された方々の情報を集約した「災害時要援護者支援台帳」を作成し、関係支援団体等に情報提供します。この台帳は、万一災害が発生したときに役立っています。

○お問い合わせ 総務課 行政・防災G ☎(84)1111 内線211 健康福祉課 社会福祉G 内線236